# 第三者評価結果

#### A-1 保育内容

第三者評価結果

#### A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的 な計画を作成している。

b

#### 〈コメント〉

園の全体的な計画は、法人設立の理念、保育方針、保育目標に基づき、明日葉保育園の特徴、保育姿勢などを5つの柱としています。そして、乳児の3つの視点、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10項目を明記して、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ作成しています。保育の年間目標は、養護と教育、食育について項目を設けて年齢別に記載し、さらに健康支援、保護者、地域への支援、小学校との連携なども考慮しています。全体的な計画に沿った各指導計画や、行事は定期的に評価、反省を行っています。年1回の全体的な計画の見直しは、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態などについて職員が気づいた点を挙げ、園長、主任で把握して、次年度の計画としています。全体的な計画は、より当園の特色、地域に合った保育ができるように職員の気づきを参考にして作成しています。

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

á

#### 〈コメント〉

保育室は、採光が良く明るく、温湿度計や空気清浄機を備え、扇風機、エアコンを使用して、子どもたちが快適に過ごせるように、適切な湿温度管理がされています。さらに、保育室は、子どもがゆったりする場所を、クッションやパーテーション等を用いてコーナーを作るなどして工夫しています。

年齢に見合い消毒された遊具は、子どもの手に取りやすい場所に用意されて、ごっこ遊びや、制作など子どもの興味に沿った活動が主体的にできるようになっています。

トイレは、清潔な環境が保たれています。保育室は、食事、活動、睡眠と、使い分けをしています。 暑い時や、外遊びで汚れた時、肌の清潔を保つために温水シャワーも整備されています。園舎内 は掃除が行き届き、子どもたちが安全に過ごせるように清潔な環境に保たれています。

【A3】A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた 保育を行っている。

а

#### 〈コメント〉

子どもの心身の成長や、課題については発達経過記録、個人指導計画で把握しています。緩やかな担当制を行い、子どもの発信を逃さないように心がけています。自分で上手に気持ちが伝えられない子どには、「〇〇だったのね」などと子どもの気持ちをくみ取るような言葉がけをしています。そして、子ども自身が自分の気持ちを伝えられるように、待つ姿勢で子どもと接してします。

園では、子どもの発信、欲求はまず受け入れる事を大切にしています。そして、子どもの安心感や 職員との信頼関係につながるように肯定的な言葉で受け止め、子どもの視線に合わせ話を聞くよ うにしています。注意が必要な場合にも、年齢に応じて理解できる言葉で端的に伝え、穏やかな口 調で子どもが話を聞けるように心がけています。子どもの人権を傷つけたり、個性を否定するよう な言葉遣いをしないことは、明日葉保育ガイドラインに記載され、職員に周知しています。

### 【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

#### 〈コメント〉

法人の保育目標は、子どもの主体性を大切にしたものになっています。そして、子どもの生活習慣などを踏まえて、他と比べるのではなく個別の対応を心がけています。着替え、片付けなどの基本的習慣については、子どもの「できた」を大切にして達成感を持てるように環境支援をしています。例えば、排泄時の衣服の着脱が一人で出来るように、トイレに腰かけ椅子を用意しています。苦手な事ができた時は、褒める言葉がけをするなどして達成感を持たせ、必要に応じて、不足分を支援して、子どもが主体的に〇〇してみようという気持ちになるように見守っています。手洗いなどは、なぜ手を洗う事が大切かを理解してできるように伝え、手洗いの方法などをクラスやトイレにイラストを使った掲示をしています。そして、職員が年齢に応じて歌に合わせたり、声をかけながら一緒に行うなどして、手洗いの大切さを伝えています。

# 【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

#### 〈コメント〉

保育室にはそれぞれの年齢に見合ったおもちゃが用意されて、子どもたちの手に取りやすい場所に置かれ、園内には工作などに使う廃材の用意もあります。園庭は、子どもたちが楽しく活動できるスペースや遊具があり、雨の日でも園内で階段を利用したり、巧技台、マットを使ったサーキット遊びをするなど全身を使って遊ぶ環境があります。

園内は年齢を問わず、クラス間で子どもたちが自由に行き来しやすい環境で、日常的にも異年齢の交流があります。その中で、年上の子どもが年下の子どもをサポートし思いやりの気持ちや、年下の子どもが年上の子どものまねをして努力をする力を育んでいます。幼児クラスは、毎朝その日の予定を子ども達が話し合い、出かける公園、遊び内容を決めています。近隣の公園に出かけ、自然に触れ合ったり、近隣の方と挨拶を交わすなど交流があります。職員は、子どもたちが子どもが主体的にやってみたい、できたという成功事例が体験できるように環境支援をしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

園では、担当制をとり、子どもとの愛着、信頼関係を作り、子どものストレス軽減につなげています。言葉がけやスキンシップを大切にして、子どもが、うれしそうな表情をしている時は「嬉しいね」などと子どもの気持ちを代弁して声をかけています。O歳児クラスでは、子どもの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成して、子どもの心身の発育に関する情報を担任間で共有しています。

子どもの、生活のリズムに配慮して、午前寝や少し早い時間にミルクを飲むなど個別に対応しています。ミルク、食事などに関しては園独自の「行動マニュアル」を作成して職員が同じ対応が出来るように配慮しています。おもちゃは、触感が良いものや、感覚的に遊べるものを用意して、職員と一緒に楽しんでいます。園での食事、遊び、排泄などの状況は保護者に連絡帳を通じて伝え保護者と園と連携して子どもの成長を見守っています。

# 【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

1歳児は、月齢による差が大きいので、担当制を導入して子どもが安心できる環境を作っています。「自分は○○したい」という子どものやる気を大切にして、肯定的に見守っています。保育士は子どもが自分だけで集中して遊ぶ楽しさ以外に、わらべ歌を一緒に歌ったり、子ども同士の気持ちを言葉にして仲立ちして一緒にあそぶなどして、他人と遊ぶ楽しさも伝えています。

2歳児になると、ごっこ遊び、なりきりあそびなどが始まり、自我が目覚める時期の子どもの主張は肯定的に受け止め、子どもが自己肯定感を持って安心できるように努めています。保育士は、友だちとの関わりの中から順番があることや、ルールのある事、自分も嫌な事は、他のお友だちにもしないななど子どもが理解しやすい状況、言葉で伝えています。保護者には送迎時に、「〇〇ができそうですね」などと子どもの成長している様子を伝えて、子どもの育ちを共有しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

幼児クラスは毎朝「お話タイム」があり、子どもたち自身が今日の活動について相談して決めています。3歳児は色々なルールがあることを理解してきますので、自分の気持ちを他者に伝えたいときなどに、必要に応じて足りない言葉を補うなど仲立ちをして友だちとの関係性を作れるように支援しています。4歳児になると、自分とは違う意見のお友だちの話も聞こうとする姿勢がでてくるので、職員は子ども自身が考えるように、「どうしたらいいと思う?」など言葉がけをしています。5歳児は、自分の気持ち、友だちの気持ちを考え、どうすれば皆が納得できるかなども「お話タイム」を通じて育んでいます。子どたちが、自己肯定を持ち、主体的活動できるように職員は支援をしています。たて割り保育では、年下の子どもの要望に応じたり、年下に合わせる思いやりの気持ちを育んでいます。子どもたちが取り組んだ成果を発表会や、運動会を通じて保護者や地域の方に伝えています。

# 【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

明日葉保育園は、ともに育ちあう豊かな「統合保育」を掲げ、職員は専門的な障がいに関する、研修参加を通じて子どもとの関りを学んでいます。園内はバリアフリー構造になっており、障がいのある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性に合わせて個別指導計画が作成され、子どもが園生活を快適に過ごせるように支援に努めています。子どもたちは、皆で一緒に楽しめるためにはどうしたら良いか、自分たちが出来る事は何かを考えて、自然に受け入れる気持ちを育んでいます。

、、。 保護者とは連携を密に取り、その子どもの関係する専門機関での取組を参考にして、子どもの保育に取り入れています。子どもの状況については職員会議などで情報共有し、対応方法を話し合ったり、職員が障がいのある子どもに関する研修に参加しています。全職員が障がいのある子どもに対して、専門機関からのアドバイスを共有して、同じように対応できるように努めています。

# 【A10】A-1-(2)-9 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

保育士は、子どもとのスキンシップを十分に取り入れています。家庭的な雰囲気を大切にして、子どもがホッとできるようにテーブルや、パーテーションなどを使って落ち着けるスペースや、横になれるスペースを作っています。延長保育の時は、補食や夕食を提供して子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。延長時は子どもたちは好きな遊びに、じっくりと一人で取り組んだり、友だちと一緒に遊んだり、思い思いに過ごしています。

職員は子どもが主体的に活動ができるよう、安全に配慮して見守っています。引継ぎについては、毎日昼礼でクラスの流れ等の引継ぎを確認しています。また、職員は出勤時には(園日誌)を見て各クラスの伝達事項を確認しています。職員は保護者に確認する事を自身でも再確認して伝達漏れのないように努めて信頼関係を築いています。早番、遅番は交替で勤務することで担任と保護者との関わりが出来るように配慮され、保護者の安心感に繋げています。

# 【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

#### 〈コメント〉

全体的な計画の中に小学校との連携が明記されています。子どもが就学する小学校には、在園中の子どもの心身の成長を基に保育所児童保育要録を担任が作成して提出しています。保護者も小学校に伝えたいこと、配慮してほしい事などがあれば保護者の言葉も、就学先に届けています。子どもたちは散歩中に小学校を見に行ったり、例年は、小学校でランドセルを背負ったり、お手紙交換など交流の機会があり、就学への期待感を持てるように配慮しています。

近隣保育園児と交流を持ち、同じ小学校になるであろう子ども同士顔見知りになるなど、就学への不安を軽減できるように配慮しています。保護者には、懇談会時に小学生活に向けて配慮などを伝えています。職員は幼保小接続期の研修会に参加するなどして、園児が就学時に必要な事を学んでいます。5歳児は、就学に向けて午睡時間を減らし、小学生の生活リズムに慣れるように配慮しています。

#### A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

#### 〈コメント〉

子どもの健康に関するマニュアルがあります。さらに、重要事項説明書には、健康管理年間計画が記載され、園で実施する健康診断の時期や、家庭でも意識してほしい事について書かれています、朝の視診で子どもの健康状態や、けがの有無などを保護者に確認し、降園時には園での子どもの様子を伝えています。園で発生した熱発、怪我などは「経過観察表」に状況を記載し受診時に参考にしてもらえるように配慮しています。昼礼では各クラスの子どもの健康状態を報告しています。子どもの既往症については、入園時の面談や、保護者からの情報で把握し、職員間でその情報を共有して対応しています。

子どもの健康に関する情報は、児童票などに記録され職員と保護者で共有しています。SIDS(乳 幼児突然死症候群)については重要事項説明書に記載があり、(0歳児は睡眠センサーを使用)入 園説明会や看護師からSIDSについて情報を提供しています。

#### 〈コメント〉

全園児に対して、毎月の身体測定、年2回の健康診断、年2回の歯科健診、歯磨き指導を実施しています。健康診断の結果は、書面にて保護者に伝えています。健康診断の前には、保護者から子どもの健康状態などで気になる事についての連絡もあるので、職員が健康診断の際にその旨を園医に伝え、その結果も保護者に口頭、もしくは書面にて通知しています。受診時前には、看護師がどのような事をするか子どもたちに説明をして、子どもの不安軽減につなげています。

ドキュメンテーションを用いて子どもたちの、受診時の様子をしらせ、保健だよりでは健康、感染症に関する、家庭でも活用でき内容を提供し、保護者にも健康について意識を持ってもらえるように伝えています。これらの健康に関する記録は子どもの情報としてクラスごとにファイルされています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

b

#### 〈コメント〉

アレルギーがある子どもへの対応では、子どもの入園時に担任、看護師、栄養士と面談をして、子どものかかりつけ医から「生活管理指導票」を提出をお願いしています。それらを基に、食物アレルギーがある子どもには除去食を提供します。食物アレルギーに関しては「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、職員に周知しています。除去食の提供にあたっては、献立を保護者に見てもらい、変更内容等の確認を行います。

職員は研修などに参加し、アレルギーに関する最新の知識と技術を習得して、対応ができるようにしています。アレルギー対応食を提供する際には専用トレイ、食器を使い、他児と区別できるようにしています。さらに子どもの席をほかの子どもから離し、職員がそばについて誤配食のないように努めます。現在、園ではアレルギーがある子どもが在園していませんが、配慮が必要な子どもが入園した時にもすぐに対応できる体制が作られています。

#### A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

### 〈コメント〉

食育に力をいれ、「食育は子ども自身が「食」に対する正しい姿勢や知識を身につけ、健やかに、より良く生きていくための基本です。~中略~様々な食育プログラムを実施し、楽しく「食育」を身につけて欲しいと思います。」と法人のHPに掲げています。年齢に応じて体験できる栽培やクッキング、食と体、健康との関係を知るなど、食を通じて学ぶ計画を作成しています。年齢に応じた食具を使い、職員は完食を無理強いするようなことはしていませんが、負担にならない程度に声かけをして食べる事への意欲を持てるようにしています。

季節の食材を「みらいエナジー」というネーミングをつけた取組をしています。そして、人気投票をして1、2位になったものを使い給食で提供して、食への興味、関心を深める取組をしています。離乳食ブックを活用し栄養士が子ども一人ひとりに食の進みが違うことなどを説明して、園と家庭とで食の進みを把握しています。

# 【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

#### 〈コメント〉

子ども達に安全でおいしい給食を提供するために、本社で栄養士会議を行い、献立は、調理の味付け、食材の切り方、献立作成などに保育士の意見を反映させています。2週間サイクルの献立で、残食は定期的に調べ、子どもたちの好み等の把握に努めています。旬の食材を使い、季節感を感じられるように配慮したり、行事など、暦に沿った行事食を提供し、様々な食文化や食材に触れたり、行事の由来を職員が説明するなどして食を通じた知識、経験が自然に得られるように工夫しています。

栄養士は、子どもたちの食事の様子を積極的に見るようにして、子どもの声を得るようにしています。そして、子どもの興味の先を見て食育活動に活かせるように努めています。衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理はHACCPを基準にし、調理に関わる職員は自己評価をして衛生管理に努めています。

## A-2 子育て支援

第三者評価結果

#### A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。

а

#### 〈コメント〉

乳児は個別の複写式の連絡帳を利用して、緊密な連携を取っています。保護者からの要望があるときは、面談を設定して保育方針や保育内容について、保護者の理解を得るよう努めて、記録を残しています。保育内容については、年2回の保護者会や子どもたちのドキュメンテーションを用いた掲示、園だよりなどで子どもの保育園での活動ぶりや成長の姿を保護者と共有できるようにしています。

降園時には、できるだけその子どものエピソードを伝えるようにしたり「〇〇が、出来そうですよ」と子どもが初めてできる事を保護者に見てもらえるように伝えています。また、必要に応じて週案に保護者と共有している情報を記載、記録しています。日々の会話から、子どもの情報を把握し、課題を共有することができますので、職員は話しやすい雰囲気で保護者の気持ちに沿った対応を心がけ、信頼関係を築けるように努めています。

#### A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

а

#### 〈コメント〉

連絡帳のやり取りだけでなく、送り迎え時の日々コミュニケーションを通じて、子どもの様子を伝えたり、家庭での様子も聞いたりしながら、保護者との信頼関係を築くように取り組んでいます。保護者とのコミュニケーションを図るときは、子どもの話だけでなく、保護者の就労状況や、家庭状況に配慮して、体調や気持ちの変化にも心がけ、声を掛けるように努めています。

保護者から相談を受けた時は丁寧な対応を行い、必要に応じて相談の場を設けるようにしています。そして、悩みに対して具体的なアドバイスをし、相談記録に記載して、その後もフォローするよう努めています。子どもの育ちについての相談には「〇〇だから〇〇したほうが良い」と伝えるのではなく、事実を伝え、保護者がどうしたいのかを考えられるように気持ちに沿ってサポートを心がけています。相談は主任、園長に報告し、必要に応じて昼礼で職員間で情報共有して、同じ対応ができるようにしています。

### 【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期 発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

#### 〈コメント〉

「子どもの虐待防止マニュアル」があります。朝の、受け入れ時の視診で、怪我のある場合には保護者に確認をしています。また、着替えの時の痣、子どもの機嫌や、何気ない会話にも注意を払っています。子どもに虐待の兆候が見られた場合には、目に見えるものに関しては写真を撮り、園長に報告をして、園長が窓口となり行政等関係機関と連携をとれる体制があります。職員間で情報共有して、園全体で統一した対応方針を決めています。

保護者にも一人で悩まない事、相談を受け入れる事も伝えるなどして保護者の気持ちに寄り添い、保護者の気持ちのケアにも努めています。職員は、虐待に関する研修を受けて虐待に関する知識を深めています。また、子どもに対する保育士の何気ない言葉がけや対応も、子どもの人権を侵害する虐待に繋がることを踏まえて、自己評価を行い確認をしています。

### A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

#### A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

а

#### 〈コメント〉

保育内容に関して、日案、週案、月案などの保育計画において、子どもの姿を参考に、振り返りや自己評価・反省を記録し、保育の改善や次の指導計画作成に活かしています。そして、反省内容を他の職員と共有することで、お互いの学びや保育に対する意識の向上に繋げています。職員は年1回の自己評価を行い、これらをまとめて共通確認をして研修計画に結び付けています。職員は年3回の目標設定をして、園長面談を通じて次年度への目標設定としています。園長、主任は日々職員が、心がけている事や努力していることを大切にし、その職員の良さが活かせるように助言をして、保育士自身が自己の改善点、課題を次年度に繋げられるようにしています。園全体の年度目標の達成状況については、職員の自己評価をまとめて、園の自己評価として、職員会議で全体の評価、反省を行って次年度の課題を導き出しています。